

兵高教組

調査情報

2018年7月9日

7号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : http://www.hyogo-kokyoso.com

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

臨時的任用職員の「空白の一日」神戸市、神奈川県、京都府・市は廃止

上記団体では、一時金の不利益解消へ

2月、神戸市教育委員会は、神奈川県に続いて、2017年度より臨時的任用職員の「空白の一日」を廃止するとし、3月には、京都府・市が、2018年度から廃止すると発表しました。

たった「一日」の空白ですが、この為、昨年12月1日から、臨時的任用職員として勤務されていた方も、夏期一時金（夏のボーナス）を満額支給されない不利益が生じています。「空白の一日」があるために、「期末手当」が80%以下に抑えられています。

一方、神戸市、神奈川県は今年6月から、京都は来年度から一時金の不利益が解消されます。

2017年度、総務省・文部科学省、 「不適切な空白期間を是正」と明記

2017年度には地方公務員法と地方自治法が改正され、それを受けて総務省・文部科学省が以下のような答弁や指示をしています。

17年5月11日、地公法及び地方自治法改正で総務省答弁「(臨時的任用職員の)退職手当や社会保険料等の負担を回避するために空白期間を設けることは適切ではない」「不適切な空白期間の是正が図られますよう、地方公共団体に対して助言等を行っていく」との考えを示す。

17年8月23日、総務省より全国の人事委員長に冊子配布「再度の任用の際、新たな任期と前の任期との間に一定の期間（『空白期間』）を設けることは適切ではない」「不適切な『空白期間』の是正を図る必要がある」としたマニュアル（「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」）

17年11月、総務省・文科省連名で上記マニュアルの解説で「『空白期間』是正」を明記し地方公共団体に送付

18年3月27日、総務省より地方公共団体に事務連絡文書「『空白期間』の適正化について取り組むこと」

京都市教育委員会、各校に改善点を通知

4月5日、京都市教委は「臨時的任用教職員の任用期間について」（通知）を各学校長に発し、その中で一時金の改善点を具体的な増額分（金額）で例示しています（下）。

期末勤勉手当：夏期期末手当10%、勤勉手当20%削減の廃止
大卒新卒で引き続きの場合、約7万円の増額

京都市と兵庫県とは賃金体系が異なるので、前述の金額とは異なりますが、この夏、兵庫県で『空白の一日』の解消ができていれば、臨時的任用職員の夏期「期末手当」は、下の→(矢印)左から右のように改善されているところでした。

期末手当 = {給与+地域調整手当} × 0.98 → × 1.225

※扶養家族なし、役職加算なし、で計算した場合

臨時でも職務内容・責任は正規と同じ

臨時的任用職員は、正規教員と勤務時間も職務内容も同じで、担任や部活動の主顧問の方もおられます。問われる責任も同じです。賃金のみが異なるのは、日本も批准した国際人権規約a規約7条「いかなる差別もない同一価値労働同一賃金」の原則に違反しています。

総務省も文科省も適切でないとした『空白の一日』を設けることによって、非正規の賃金を抑制するしくみとしている旨を、教育ジャーナリストの前屋毅氏は指摘しています（『ブラック化する学校』（青春新書 2017年））。

早急な解消を県教委に求めています

2010年、高教組は、総務省との懇談で「空白期間をおく必要はない」と回答を得ています。同省は、2014年に通知で、2015年は国会での大臣答弁で「必要ない」、2017年「是正」、2018年「取り組むこと」としてきました。

高教組は、昨年確定交渉でも「臨時教職員の『空白の一日』をなくすことをはじめ、待遇改善をすること」と強く要求しました。昨年度は前進しませんが、解消を求めて、県教委との交渉を進めています。



不利益解消のため、高教組に加入して共に頑張りませんか？